発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

１．公開の事実

① ウェブサイトの掲載日 令和２年３月１５日

② ウェブサイトのアドレス

http://www.irs.ac.jp/yokoushu/forum/p060721-02.pdf

③ 公開者 特許太郎、経済花子、知財次郎

④ 公開された発明の内容

特許太郎、経済花子及び知財次郎が、上記アドレスのウェブサイトで公開された日本情報記録学会令和２年度全国大会の講演予稿集にて、特許太郎及び経済花子が発明した二重構造を有する記録媒体の記憶容量に関する研究について公開した。

２．特許を受ける権利の承継等の事実

① 公開された発明の発明者

特許 太郎 （神奈川県○○市・・・）  
 経済 花子 （千葉県○○市・・・）

② 発明の公開の原因となる行為時の特許を受ける権利を有する者（行為時の権利者）

特許 太郎  
 経済 花子

③ 特許出願人（願書に記載された者）

国立大学法人 実用大学 （東京都○○区・・・）

④ 公開者

特許 太郎  
 経済 花子  
 知財 次郎 （東京都○○区・・・）

⑤ 特許を受ける権利の承継について

公開の事実に記載の公開行為により公開された発明は、特許太郎及び経済花子によって発明されたものであり、公開時の令和２年３月１５日において、特許太郎及び経済花子はその発明についての特許を受ける権利を保有していた。  
　令和２年３月３０日にその発明に係る特許を受ける権利は、特許太郎及び経済花子から国立大学法人実用大学に譲渡され、その後令和２年４月３０日に国立大学法人実用大学が特許出願を行った。

⑥ 行為時の権利者と公開者との関係等について  
（行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載）

行為時の権利者である特許太郎及び経済花子自ら、二重構造を有する記録媒体の記憶容量に関する研究について、公開の事実に記載のとおり公開を行った。  
　また、知財次郎は、その公開された発明については特許を受ける権利を有する者ではなく、単に実験補助者の立場で公開者の中に名を連ねただけである。

\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_

上記記載事項が事実に相違ないことを証明します。

令和２年５月２５日  
国立大学法人 実用大学学長  
実用 三郎 ㊞